



国海安第261号
平成28年12月27日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局安全政策課長
金子 栄喜



船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶機関規則及び船舶の防火構造の基準を定める告示に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。



平成 28 年 12 月 27 日
国 土 交 通 省
海事局安全政策課

船舶検査心得の一部改正について

1. 改正の経緯

今般、国際海事機関において、1974 年の海上における人命の安全のための国際条約附属書改正案が採択され、平成 29 年 1 月 1 日に発効する。

この附属書改正案を担保するため、以下のとおり船舶検査心得の改正を行う。

2. 改正の概要

貨物油タンクの損傷防止措置等の明確化等

① 通気装置の二次的措置の明確化

貨物油タンクの通気装置は、タンクを隔離する止め弁（責任ある職員に管理された止め弁を含む。）等が閉鎖した場合でも、荷役時など多量の通気を可能とすることを明確化

② 貨物油タンクの自動呼吸弁の開口配置の明確化

荷役時にタンクを隔離する止め弁等が閉鎖した場合、貨物油タンク内の温度変化によるタンクの加圧又は減圧防止のための排気口からも、多量の通気があることを考慮し、荷役時等に用いられる排気口と同様の配置とすることを明確化

3. 今後の予定

公 布：平成 28 年 12 月 27 日

施 行：平成 29 年 1 月 1 日より適用